資料７

平成27年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
（改定日：平成27年7月1日）

施設関連の提出資料について

1.　提出資料

申請者が、協会の委託を受けて平成28年度ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業を行うために使用することが可能な施設で、現在保有するか、または現在変更中もしくは計画中の施設について、施設別紙1「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」の「提出資料」欄に掲載の資料を提出して下さい。
（いずれの場合も、該当施設は平成27年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。）

提出すべき資料は、資料１の別表1「平成27年度登録申請提出書類一覧」をご参照願います。

※既存事業者別、新規事業者別　びんの原料、その他の原材料事業者の方の提出すべき書類が明確になっています。

2. 施設関連資料の作成に当たっての注意事項

（1）資料作成に当たっては、資料９「ガラスびん再生処理施設ガイドライン」を一読して下さい。

（2）提出資料毎の詳細は、施設別紙１「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」を参照して下さい。

（3）提出資料は原則として日本語によるものとします。

（4）文字や図面が読みにくい資料は提出されたと見なされません。図面を拡大し濃度を濃くするなどしてみて下さい。困難であれば再度図面を作成して提出して下さい。

（5）資料内容の変更の場合、各資料の変更箇所は雲形マーク を付して下さい。

（6）提出資料中に要求されている国または地方公共団体より受けた許認可もしくは、届出等に係わる証明書類及び届出書（行政当局の受理印のあるもの）の写し並びに契約書等の写しは、その全部を表示したものを提出して下さい。

（7）各種図面の提出に当たっては、次の点にご留意下さい。

1）図面は見易いものとなるようなＡサイズを適宜選択して下さい。

2）各図面には作成日を記入し、内容は最新のものを記載して下さい。（施設の改善を実施したか、または改善中の場合は改善完了後の状態を反映したものにすること）なお、設備ラインフロー図、設備レイアウト図、立地付近見取図及び配置図については、参考図面を施設別紙３～６として添付しておりますので、必ずご参照下さい。また、レイアウト図、見取図及び配置図には方位と縮尺を示して下さい。

3）設備ラインフロー図は設備の基本ですので設備ラインフロー図に記載される機器の番号及び名称と、設備レイアウト図、設備機器リスト、機器仕様書及び主要機器の外形図に表示されるものとは必ず符号させて下さい。また、機器の変更があった場合には関連資料の変更がないか確認下さい。特に設備ラインフロー図及び設備機器リストを確認して下さい。

4）配置図には建築物ごとに建築確認済証の番号を付記下さい。

＜添付資料＞

施設別紙１：施設関連の提出資料および提出に当たっての注意事項
施設別紙２：施設変更等説明書
施設別紙３－Ａ：設備ラインフロー図の参考図Ａ
施設別紙３－Ｂ：設備ラインフロー図の参考図Ｂ
施設別紙４：設備レイアウト図の参考図
施設別紙５：立地付近見取図の参考図
施設別紙６：配置図の参考図
施設別紙７：事業責任者・担当者略歴、資格、計量器・重機等のリスト
（記入用ワードファイル）
施設別紙８：廃棄物（残渣）の処理の流れ、記入例
廃棄物（残渣）の処理の流れ（記入用エクセルファイル）

注：登録申請後の施設の変更について

（1）平成27年度の登録施設で平成28年度登録申請後に登録施設を変更する場合の変更手続き

登録申請後に登録施設に関わる変更を行う場合は、2月の事業者説明会資料の再商品化業務実施に関する書類の「資料10. 各種変更手続きについて」に従い、変更の手続きをして下さい。

事前の通知と実施前の承諾が必要な変更がありますので確認し不明であれば連絡下さい。

なお、事前または事後の手続きが必要な変更には、施設の工程や設備・機器の変更の他、許認可・届出の取得・変更、設備の休止・再開、廃棄物処理の流れの変更、および管理技術者や工場責任者などの管理者の交代などが含まれます。

（2） 平成28年度に新たに登録申請した新規施設の平成27年度中の変更は認められません。もし変更があった場合は、登録が取消になります。

以上

改定日：平成27年7月1日

施設別紙１

「施設関連の提出資料および提出に当たっての注意事項」

提出資料	提出に当たっての注意事項
1）施設変更等説明書 ※施設別紙2に記載して下さい。	・ 登録施設（平成 27 年度登録済既存施設）・未登録施設（新規登録申請施設）の区別と、登録施設においては平成 27 年度の登録申請時以降の施設変更の有無を確認し、その結果を記入すること。 ・ **施設変更がない場合も、本書を必ず提出すること。** ・ 施設変更がある場合は、該当する「変更項目」を漏れなくチェックし、「変更の概要」と「変更資料の提出状況」を記入すること。 ・ 複数工場により再生処理を行なう場合は、工場数分だけ本用紙をコピーし、各工場ごとに作成・提出すること。
2）設備ラインフロー図 ※施設別紙３－Ａ、３－Ｂを参考にして作成して下さい。	・ **設備ラインフロー図は設備の基本資料です。**十分に以下の事項に注意し作成して**下**さい。なお、**読めない図面は未提出とみなします。** ・ ガラスびんの再生処理のために施設内に設置された全ての機器を記載し、それぞれに機器番号及び機器名を付記して下さい。（1ライン内に同一機能を有する機器が並列に複数台設置されている場合も全て記載のこと） ・ 機械番号及び機器名は設備レイアウト図、機器リストのそれらと必ず符合させること） ・ 設備が複数ライン設置されている場合は、各ライン毎にラインフロー図を提出して下さい。 ・ 手選別等の人力による工程、バッチ操作となる工程がある場合は、その箇所を明記して下さい。（バッチ操作とは、原料投入または残さ・製品等の排出のために、一定時間、設備の全体または一部を休止させることを指します。） ・ 原料から製品に至るまでの主たる流れは、実線の**太線**で表示し、各機器の入口部に矢印を付して流れの方向を明示して下さい。また、水、洗浄液、排水等の流れは**点線**で、残さ(廃棄物)の流れは実線の**細線**で示し、それぞれその種類(水、金属片、紙屑等)並びにそれぞれの投入箇所及び排出箇所を明記して下さい。 ・ 再生処理設備本体以外に洗浄水浄化装置、排水処理装置、計量器等の付帯設備がある場合はそれらも記載して下さい。
3）設備レイアウト図 ※施設別紙4を参考にして作図して下さい。	・主要機器の外形と寸法及び主要な架台並びに階段位置を図示し、機器番号及び機器名を明示して下さい。（機械番号及び機器名はラインフロー図のそれらと必ず符合させること） ・主要機器相互の位置関係寸法を記入して下さい。また、建物があれば機器の中心線と建物の基準線との相関寸法を記入して下さい。 ・手選別作業場所を図示下さい。 ・原料、製品、残さ等を一時保管する場合は、それらを記入し、フレコンでの計量を行う場合はその旨を図示して下さい。

	・運転員控室を明示して下さい。 ・保管場所や控室等が設備から離れて設置されていてレイアウト図に示すことができない場合は、7)配置図に示して**下**さい。 ・原料、製品等の搬出入口の位置及び寸法を明記して下さい。 ・主要機器は5)主要機器の仕様書の項を参照して**下**さい。
4)・設備機器リスト **・機器の基本的仕様** **(メーカー名、型式、処理量/容量、kW等)**	・ラインフロー図に記載の機器を網羅したリストとその仕様(メーカー名、型式、**処理量**/容量、kW)を記載して下さい。(機器の番号と名称はラインフロー図と符合させること)。なお、不明のものがあれば、その旨を記載して下さい。 ・**能力(処理量)の単位はトン/時として下さい。** ・風力選別やラベル取り等の装置を構成している送風機や圧縮機のモータについてもリストにkW数を記載して下さい。 ・計量設備、排水処理設備等の付帯設備もリストに記載して下さい。 ・施設全体又は一部を第三者より賃借している場合は、それ等の賃貸借契約書の写しを提出して下さい。(リースの場合はリース契約の写しを提出)
5)・主要機器の仕様書 **・主要機器の外形図**	・仕様書、外形図及びカタログ類にはラインフロー図と符合した機器の番号を(できるだけ名称も)記入して下さい。 ・仕様書は機器メーカーから提出される詳細仕様が記載されたものとします。不明であれば、再度取扱説明書や銘板などを調べた上で仕様を記載して下さい。 ・外形図は主要機器の外形が図示(平面図、立面図)され、主要寸法が表示されたものとします。図面がなければ、現物を安全柵・手摺・階段を含めスケッチし寸法を測定・記入して提出して下さい。 ・主要機器には、原料投入ホッパ、振動フィーダー、破砕機(粉砕機)、ラベル取り機、選別機、分級機(振動篩機)、洗浄機、乾燥機等が含まれます。
6)立地付近見取図 **※施設別紙5を参考にして作図して下さい。**	・施設立地場所を出来るだけ図面の中央部に記載して下さい。 ・図面上には、**施設の立地場所と、方位、道路及び付近の地目(畑、山林等)、地物(公共施設、住宅、河川等)を明示**して下さい。 ・これらの状況が示されてない図面は未提出とみなします。 ・最寄りの駅名、工場までのアクセス及び、所要時間を記して下さい。
7)配置図 **※施設別紙6を参考にして作図して下さい。**	・施設敷地内の建物、保管設備、計量設備等の配置状況、施設の出入口、アクセス道路の状況が把握できるものとします。 ・図面上には、方位を明示し、敷地境界線、処理施設敷地内の建築物(工場棟、事務所・管理棟、製品倉庫等)、保管設備(原料、製品、残さ等用、色別等)、計量記録設備・廃水処理設備等の付帯設備の位置及び相互間の寸法を明記して下さい。 ・施設へのアクセス道路の種類(県道、市道等)及びその幅員を明示し

	て下さい。 ・建築物を建物の名称や柱などを記入することで明示し、その上で建築物のそれぞれに建築確認済証の番号を付記して下さい。 ・処理設備と離れていて、配置図に示すことができない建築物や付帯設備がある場合は、6)立地付近見取図に示して下さい。この場合、配置図に「建物・・・の建築確認済証の番号・・・は、6）立地付近見取り図に示す」と書き加えて下さい。 ・保管設備について屋根・仕切りの有無を図に記載して下さい。
8）設備物質収支	・処理設備への時間当たりの原料投入量、製品生産量ならびに副生物、廃棄物の種類及び時間当たりの排出量を記載した資料を提出して下さい。 ・上記数量より算出される再商品化率を記入して下さい。 ・ラインが複数ある場合は、ライン毎に作成して下さい。
9）設備能力算定根拠	・登録申請書（様式2）の「工場の能力」の「基準能力（標準能力）」の算出ベースとなる時間当りの**処理能力**をどのように決定したのかについて、その根拠を示して下さい。 ・なお、廃棄物処理施設全体の能力（定格標準能力）については「施設が1日24時間稼動の場合にあっては、24時間の定格標準能力を意味する。それ以外の場合は、実稼動時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼働時間が、一日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。」とされています。 ・設備以外の経営や市況及び運転人員などの状況による処理能力への影響は除外して下さい。 ・施設の標準能力に大きく影響を与える破砕機の能力について記述して下さい。 ・特定の機器または工程を根拠にしている場合は、その機器名または、工程名を明記して下さい。また、仕様書の数値をもとにして決定したか、操業実績をもとにしているかも明示して下さい。 ・操業実績にもとづいた場合は、その実績が、能力であることを説明して下さい。加えて、その記録と、その日時及び能力を決めている機器または工程名を提示して下さい。 ・ラインが複数ある場合は、ライン毎に作成して下さい。
10）操業体制及び計量器・重機等のリスト	・当該再商品化事業の責任者、対象施設の管理責任者及び、処理設備の運転責任者の職名及び氏名を記載して下さい。 ・処理設備の操業に係る組織図及び工程毎の配員数を記載して下さい。（下記のリスト以外の用紙（様式自由）に記載して下さい。 ・設備の運転及び管理に関連して、取得している資格の名称及び取得者氏名を記載して下さい。

	・17）に示す一般廃棄物処理施設に該当する場合は、「廃棄物処理施設技術管理者」等を置く義務があります。技術管理者（士）の資格を有していることを証明できる終了証書・認定書の写しを提出して下さい。 ・**事業責任者・担当者略歴、資格（廃棄物処理施設技術管理者、重機の運転資格）、計量器（容量（秤量））・重機等（能力（定格荷重））については施設別紙7の記入表に記載して下さい。** ・計量器が無い場合は、その計量確認方法、また計量委託先の計量証明事業登録証の写し（写しが取得できない場合は計量伝票の写しでも可）を別途提出して下さい。 ・重機等のリストは当協会委託業務で使用する機器のみを記載して下さい。
11）**・品質規格** **・品質管理**	・再生処理事業者が再商品化製品利用事業者と取り決めたか、あるいは再生処理事業者が設定した再商品化製品（カレット）の品質規格を提出して下さい。 又、不純物の混入許容規格も提出して下さい。 （施設別紙1参照） ・上記品質規格を維持・達成するために、再生処理事業者自身が実際に実施している検査について、検査項目、検査方法、検査機器、検査要員、検査頻度を記載して下さい。 ・検査の一部または全部を外注している場合は、外注先名、外注している内容、外注頻度を記載して下さい。
12）原料、製品及び残さの保管場所の位置、広さ(㎡)、保管容量(m^3及びトン)、舗装の状態	・原料、各製品及び残さ毎の種類、広さ、容量及び舗装・屋根・仕切の有無を一覧として下さい。7)の配置図に記載しても結構です。（施設別紙6参照） ・位置及び寸法については設備レイアウト図または配置図に明示して下さい。 ・上記の種類や容量等の一覧と7）配置図などに示す位置が相互に照合できるよう共通の番号等を付記して下さい。 ・保管場所が色別、粒度別及び調達元・販売先別に区分されている場合は、それぞれについて位置、広さ、容量、舗装の状態を記載して下さい。
13）建築確認済証の写し	・**敷地内の対象となる建築物の全てについて、**建築基準法第6条1項による**建築確認申請に係る確認済証**（第七号様式）**または確認通知書**（旧第1号様式副本）**の写しを提出して下さい。** ・確認済証と対象建築物との照合を出来る様に、7）配置図上の建築物のそれぞれに確認済証の番号を付記して下さい。 ・対象建築物の増改築のため、確認申請が複数回行われている場合には、その経緯を明らかにし、その都度の確認済証の写し（または確認通知書の写し）を全て提出して下さい。なお、直近の確認済証で現存する建物が全て照合できれば、以前の都度の確認済証の提出は必要ありません。 ・建築物を賃借している場合も同様に、建築確認済証の写しを提出して下さい。 ・確認済証を紛失した場合には、都道府県の建築関係部署か建築主事等より所定の内容を記載した建築確認済証等交付証明書(建築確認済証等が発行済であることの証明)等の交付を受け、提出して下さ

	い。 ・地域や用途（仮設など）又は構造により建築確認は不要と考える場合は、都道府県の建築関係部署か建築主事等と確認し不要であるとの証明書の交付を受け、提出して下さい。 ・建築物は土地に定着しているものとされています。移動のための保守がされていないものや配管等の取り外しに工具を要するもの又は公道への移動のために通路がない場合は建築物とみなされます。 ・なお、市町村（長）が発行する、課税や消防に係る証明類は、建築基準法関係の証明に代るものとはなりませんので、都道府県の建築関係部署か建築主事等と相談して下さい。
14）土地及び建物の 登記簿謄本	・**取得後3ヶ月以内のもの**を提出して下さい。 ・土地及び建物の広さが、7）配置図等と合致していることを確認下さい。 ・土地または建物を賃借している場合は、所有者の登記簿謄本及び賃貸借契約書の写しの両方を必ず提出して下さい。 ・**貸借契約書の対象物件の所在地が古い場合は、写しに現在の所在地を添え書きして下さい。** ・登録申請のための様式類の様式2に入力された工場の所在地と照合して下さい。 ・登記簿謄本に複数の物件が記載されている場合は、どの物件が対象の土地及び建物に該当するかを丸で囲むなどして明示して下さい。
15）土地の公図（法務局発行）の 写し	・**取得後3ヶ月以内の法務局発行の公図**とします。 ・土地を賃借している場合も必ず提出して下さい。 ・対象となる 7)配置図又は 6)立地付近図に示されている施設敷地全体の形状を公図上に縮尺と方位を合せ図示して下さい。
16）・廃棄物（残さ）の処理の流れ ・産業廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬及び中間処理または最終処分） ・委託先処理事業者の許可証の写し（収集運搬、中間処理及び最終処分） ※施設別紙8を基本資料として作成し、契約書や許可証の写しを提出して下さい。	・再生処理事業者の廃棄物(残さ)は、その事業活動に伴って生じた廃棄物であり「産業廃棄物」として処理する必要があります。（廃掃法第二条、同施行令第2条） ・**再生処理事業者は廃棄物の排出事業者として、全ての種類の廃棄物の発生から最終処分が終了するまで、廃棄物が適切に処理されるための必要な手続を講じる義務があります。** 収集運搬事業者が、さらに他人に処分等の委託（再委託）をすることは禁止されており、排出事業者がそれぞれと委託契約をする必要があります。 ・最終処分に至るまでの残渣処理の流れが全てわかる以下の内容を施設別紙8に明記し提出して下さい。 1.残渣の種類 2.性状 3.数量4.処分方法 5.収集運搬事業者名 6.中間処理事業者名 7.最終処分事業者名 8.最終処分場の名称 行数が不足する場合は、ページをコピーして、漏れなく記入して下さい。 ・排出事業者が収集運搬を自社で行う場合はその旨記入して下さい。中間処理業者が自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可が必要です。 ・収集運搬及び処理・処分を委託する場合は、産業廃棄物処理委託契約書の写しを提出して下さい。 ・産業廃棄物処理委託契約書には法令で定められた必要事項が記載されていること。種類、数量、単価等が別添となっている事項はその写しを提出して下さい。また、委託契約書に記載の種類、数量、単価等が変更となっている場合は、変更を確認した覚書類の写しを提出して

	下さい。 ・廃棄物の**排出から**中間処理及び**最終処分までの全ての**収集・運搬、処理・処分事業者（自社処理や収集運搬を含む）の**許可証**の写しを提出して下さい。 ・リサイクル材や有価物として処理する場合は、その引き取り事業者名、住所、電話番号及び目的／用途を記入して下さい。 ・排出と搬入する地域が異なる場合は、両地域の収集運搬業の許可証の写しを提出して下さい。 ・契約書及び許可証の有効期限を確認して下さい。 ・市町村直営の場合で契約書や許可証がない場合は、本年の搬入伝票の写し等、直営と判る資料を提出して下さい。
17）一般廃棄物処理施設設置許可及び、施設使用前検査確認済証の取得状況	・ 登録を申請する再生処理施設は一般廃棄物処理施設であり、その施設の**定格標準能力（最大処理可能量）**が5ﾄﾝ/日以上（操業が1日8時間未満は8時間運転した場合の能力が5ﾄﾝ以上・・・昭和52年環産59号通知）に該当する場合は、設置許可が必要であり、以下の状況によりそれぞれの書類を提出して下さい。 ア） 取得済みの場合は、下記の書類 一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー及び 施設使用前検査確認済証のコピーを提出 （ただし、施設変更のあった場合は変更許可証及びその使用前検査済証のコピーも提出のこと） イ） 現在申請中の場合は、下記の書類 一般廃棄物処理施設設置許可申請書のコピーを提出（受理されたことを確認出来る書類のコピーを添付のこと） ウ） 軽微な変更を行う場合は、上記のア）の許可証及び検査済証と一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書のコピーを提出 ・ **該当しない**場合は、行政当局と確認し、その確認内容、確認日、当局部署名、氏名及び電話番号を記載して下さい。 ・ **既存施設を変更する**場合で許可が必要な変更事項は、取扱う廃棄物の種類の変更、処理能力の10%以上の増加、破砕機の変更及び環境負担を増大する変更などです。（その他の軽微な変更も届出が必要です。）正しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条などによって下さい。
18）特定施設設置届の写し	・ 騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法等の公害防止関連法規（地方条例を含む）で定める**「特定施設」に該当する施設**（参考: 7.5kW以上の送風機、圧縮機等)がある場合は、その特定施設設置届の写し ・ **該当しない場合**には、その旨が記載された地方条例の関連箇所の写し及び説明書を提出して下さい。
19）再生処理施設の立ち上げ全体スケジュール	・ 建築確認申請日、一般廃棄物処理施設設置許可取得日、建屋建設期間、主要機器毎の設計製作・据付期間、受電・給排水設備設置期間、試運転期間及び操業開始日を明記した工程表 ・ 現時点での進捗が工程表の一部まで進んでいる場合は、その進捗状況が明確に判るように工程表等に示して下さい。

20)再生処理施設(機器)の売買契約書及び仕様書の写し	・ 施設(機器)を購入した場合は、売買契約書の写しを提出して下さい。また、施設(機器)の全部または一部が賃貸(リース)の場合は、賃貸借(リース)契約書の写しを提出して下さい。 ・ 契約書には、引渡時期、契約期間、役務の範囲、保証項目、検収の方法、検収日時、支払条件等を明示して下さい。 ・ 自社の所有のものがあれば、その旨の説明書を提出して下さい。 ・ 何れの場合も仕様書の写しを提出して下さい。
21)試運転計画書等	・ 試運転用原料調達計画、試運転時の確認事項とその確認方法 ・ 再商品化製品の品質基準の確認時期、商業運転が可能となる時期

施設変更等説明書

施設別紙２

再生処理事業者名：　　　　　　　　　　　　　　工場名：　　　　　　　　　　　　作成日：平成　　年　　月　　日

該当する項目の□に✓印を付けて下さい

□　未登録施設	（本書の以下の記入は不要です。）	
□　既存登録施設	□変更なし（本書の以下の記入は不要です。）	
	□変更あり 変更の内容は以下の通り（該当する施設関係書類等の変更箇所に雲形マーク ◯ を記入して下さい）	

変更項目・進捗 （該当する全ての項目の□に✓印） （年月日記入）		変更の概要	変更の資料の提出状況 （該当する項目の□に✓印） （提出している場合または提出予定の場合、年月日を記入）
設備	□a. 設備ラインフローの変更 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□b. 設備レイアウト・配置の変更 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□c. 設備の処理能力の変更 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□d. 主要機器の増設・交換・撤去 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
保管・建物・土地	□e. 原料・製品・残さの保管場所・面積・容量の変更 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□f. 建物の増減・増改築 建築確認申請 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□g. 土地の増減 完成日または完成予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
許認可関係	□h. 一般廃棄物処理施設設置許可の取得又は許可条件の変更、軽微変更等 □許可取得　H　年　月　日 □使用前検査済み H　年　月　日 □軽微変更届出受理 H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□i. 特定施設設置届出・内容の変更等 完了日または完了予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
権利関係	□j. 事業用資産(主要機器、建物、土地)に係る所有権の変更 完了日または完了予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
	□k. 事業用資産(主要機器、建物、土地)に係る賃貸契約書関係の変更(新規契約の発生、契約当事者の変更、主要対象物の変更等) 完了日または完了予定日： H　年　月　日		変更通知提出日　:H　年　月　日 完成後書類提出日:H　年　月　日 □:本登録申請で提出 書類提出日予定日:H　年　月　日
その他	協会への連絡事項 （注釈や連絡事項等を記入して下さい）		

施設別紙 3－A

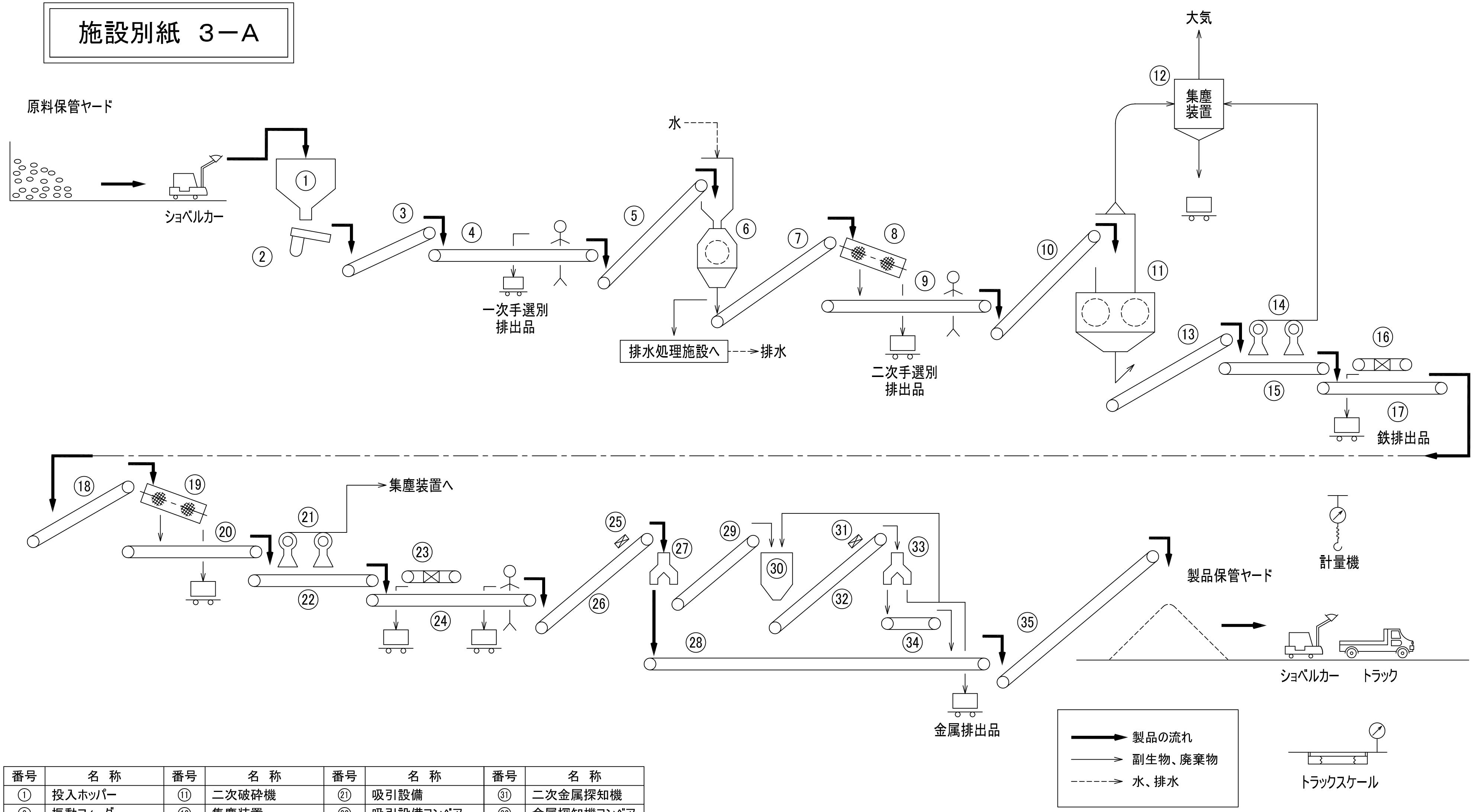

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
①	投入ホッパー	⑪	二次破砕機	㉑	吸引設備	㉛	二次金属探知機
②	振動フィーダー	⑫	集塵装置	㉒	吸引設備コンベア	㉜	金属探知機コンベア
③	傾斜コンベアNo.1	⑬	傾斜コンベアNo.4	㉓	二次磁力選別機	㉝	二次金属分離機
④	一次手選別コンベア	⑭	風力選別装置	㉔	磁力選別コンベア	㉞	搬送コンベア
⑤	傾斜コンベアNo.2	⑮	風力選別コンベア	㉕	一次金属探知機	㉟	傾斜コンベアNo.8
⑥	一次破砕機	⑯	一次磁力選別機	㉖	金属探知機コンベア		
⑦	傾斜コンベアNo.3	⑰	磁力選別コンベア	㉗	一次金属分離機		
⑧	一次篩	⑱	傾斜コンベアNo.5	㉘	搬送コンベア		
⑨	二次手選別コンベア	⑲	二次篩	㉙	傾斜コンベアNo.7		
⑩	傾斜コンベアNo.3	⑳	搬送コンベア	㉚	不良品ホッパー		

変番	変更内容または変更理由	作 成	検 図	担 当	部 長	日 付
						/ /
						/ /
						/ /
						/ /
						/ /
0						XX/XX/XX

御注文主 □□ 株式会社 殿

設備名称 ガラスびん再商品化工場

工事番号 AB-1235

ISSUE MARK 0 XX/XX/XX

設備ラインフロー図の参考図A

1/1

SCALE —

DWG.NO. AB-1235-1B-0

施設別紙　3－B

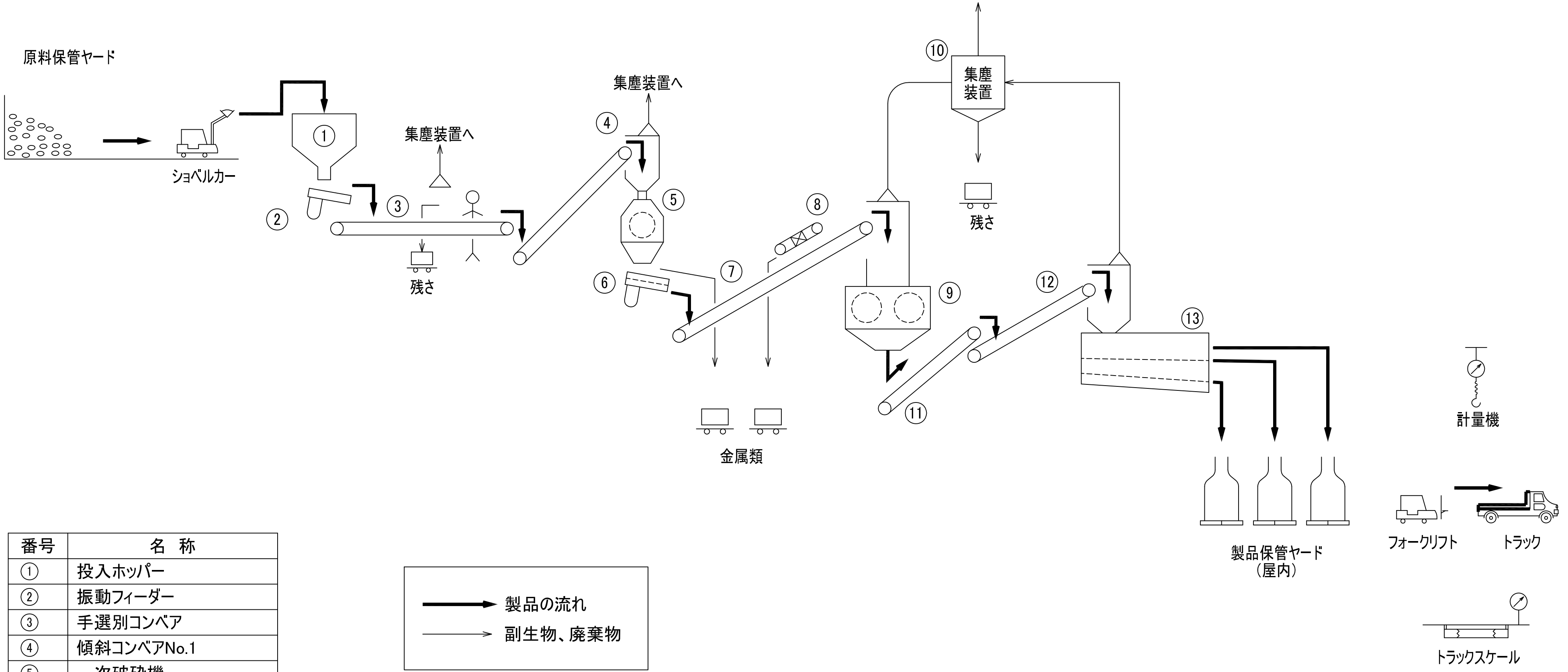

番号	名　称
①	投入ホッパー
②	振動フィーダー
③	手選別コンベア
④	傾斜コンベアNo.1
⑤	一次破砕機
⑥	振動篩
⑦	傾斜コンベアNo.2
⑧	金属除去機
⑨	二次破砕機
⑩	集塵装置
⑪	傾斜コンベアNo.3
⑫	傾斜コンベアNo.4
⑬	粒度選別機

変番	変更内容または変更理由	作 成	検 図	担 当	部 長	日 付
						/ /
						/ /
						/ /
						/ /
						/ /
0						XX/XX/XX

御注文主　□□　株式会社　殿

設備名称　ガラスびん再商品化工場

工事番号　AB-1234

ISSUE MARK 0　XX/XX/XX

設備ラインフロー図の参考図B

1/1

SCALE　DWG.NO.　AB-1234-1A-0

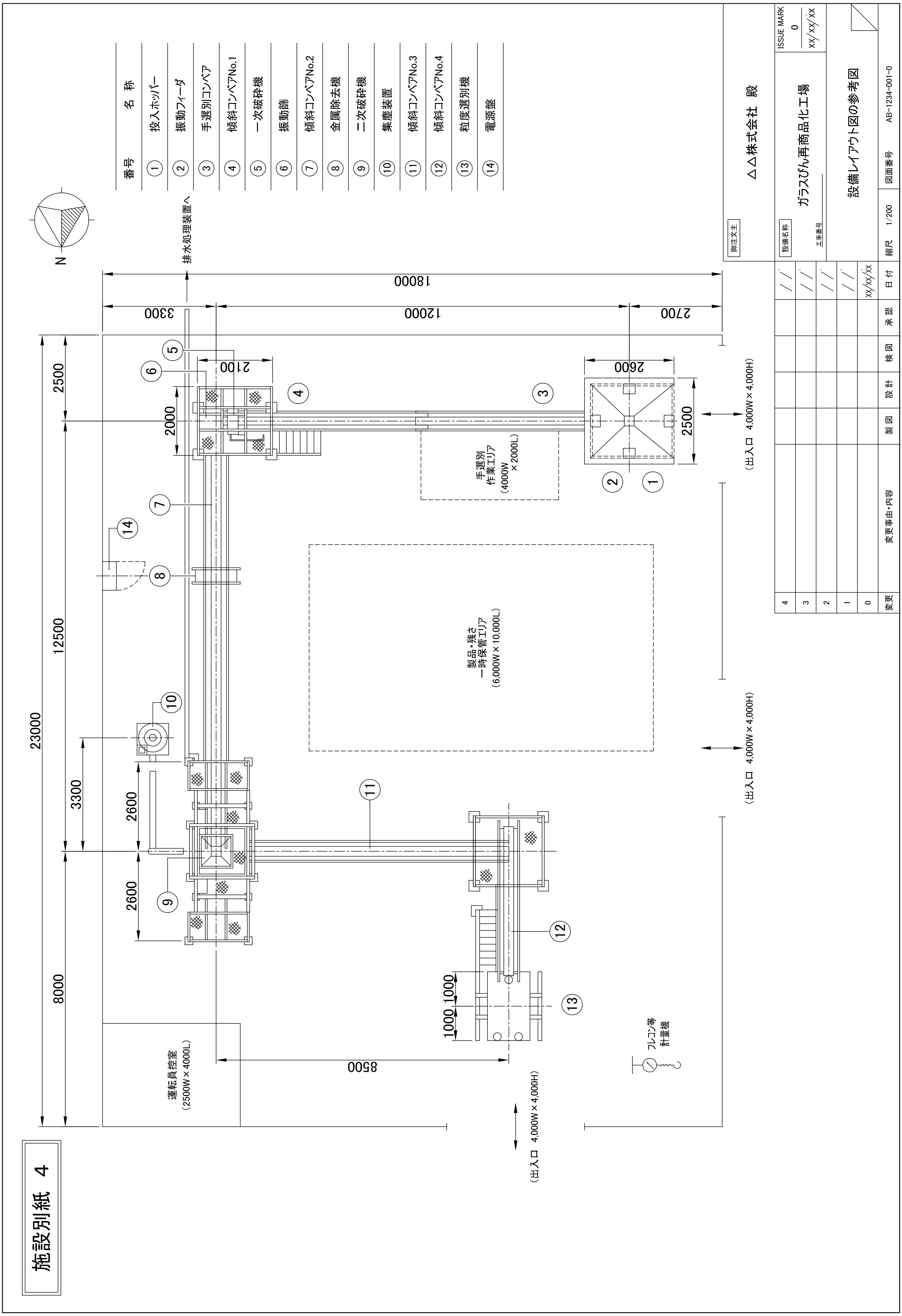
番号 名称
① 投入ホッパー
② 振動フィーダ
③ 手選別コンベア
④ 傾斜コンベアNo.1
⑤ 一次破砕機
⑥ 振動篩
⑦ 傾斜コンベアNo.2
⑧ 金属除去機
⑨ 二次破砕機
⑩ 集塵装置
⑪ 傾斜コンベアNo.3
⑫ 傾斜コンベアNo.4
⑬ 粒度選別機
⑭ 電源盤
N
排水処理装置へ
18000
3300
12000
2700
2100
2600
2500
2000
12500
23000
3300
2600
2600
8000
1000
1000
8500
手選別
作業エリア
（4000W
×2000L）
製品・残さ
一時保管エリア
（6,000W×10,000L）
運転員控室
（2500W×4000L）
フレコン等
計量機
（出入口 4,000W×4,000H）
（出入口 4,000W×4,000H）
（出入口 4,000W×4,000H）
施設別紙 4
ISSUE MARK
0
XX/XX/XX
御注文主
△△株式会社 殿
設備名称
ガラスびん再商品化工場
工事番号
設備レイアウト図の参考図
縮尺 1/200
図面番号 AB-1234-001-0
変更 変更事由・内容 製図 設計 検図 承認 日付
4
3
2
1
0
XX/XX/XX

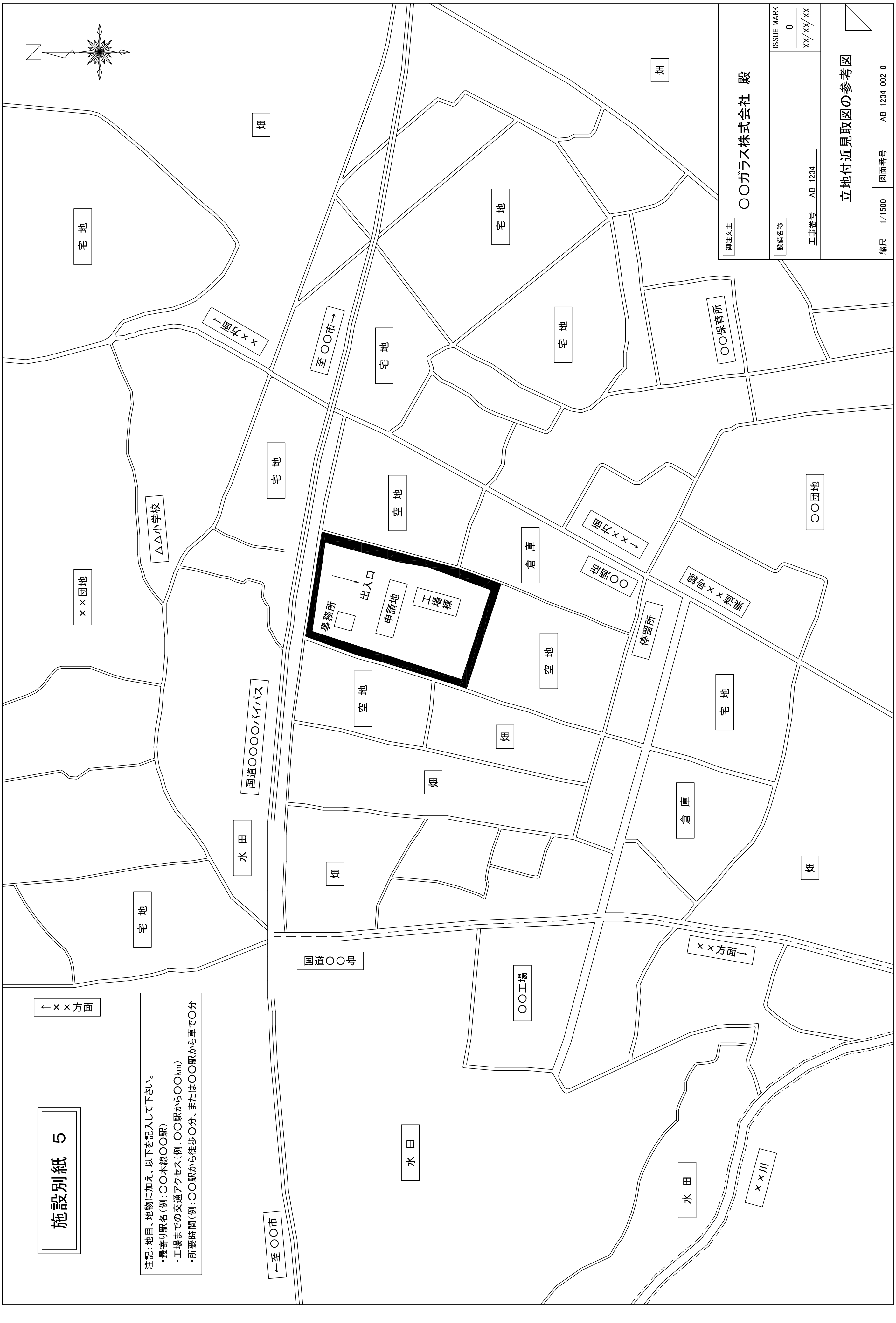
施設別紙　5
注記:地目、地物に加え、以下を記入して下さい。
・最寄り駅名(例:○○本線○○駅)
・工場までの交通アクセス(例:○○駅から○○km)
・所要時間(例:○○駅から徒歩○分、または○○駅から車で○分)
御注文主
○○ガラス株式会社　殿
ISSUE MARK
0
XX/XX/XX
設備名称
工事番号　AB-1234
立地付近見取図の参考図
縮尺　1/1500
図面番号　AB-1234-002-0
出入口
事務所
申請地
工場棟
国道○○○○バイパス
国道○○号
至 ○○市→
←至 ○○市
××方面→
←××方面
○○保育所
△△小学校
××団地
○○団地
○○工場
○○郵便局
停留所
××川
宅地
空地
倉庫
畑
水田

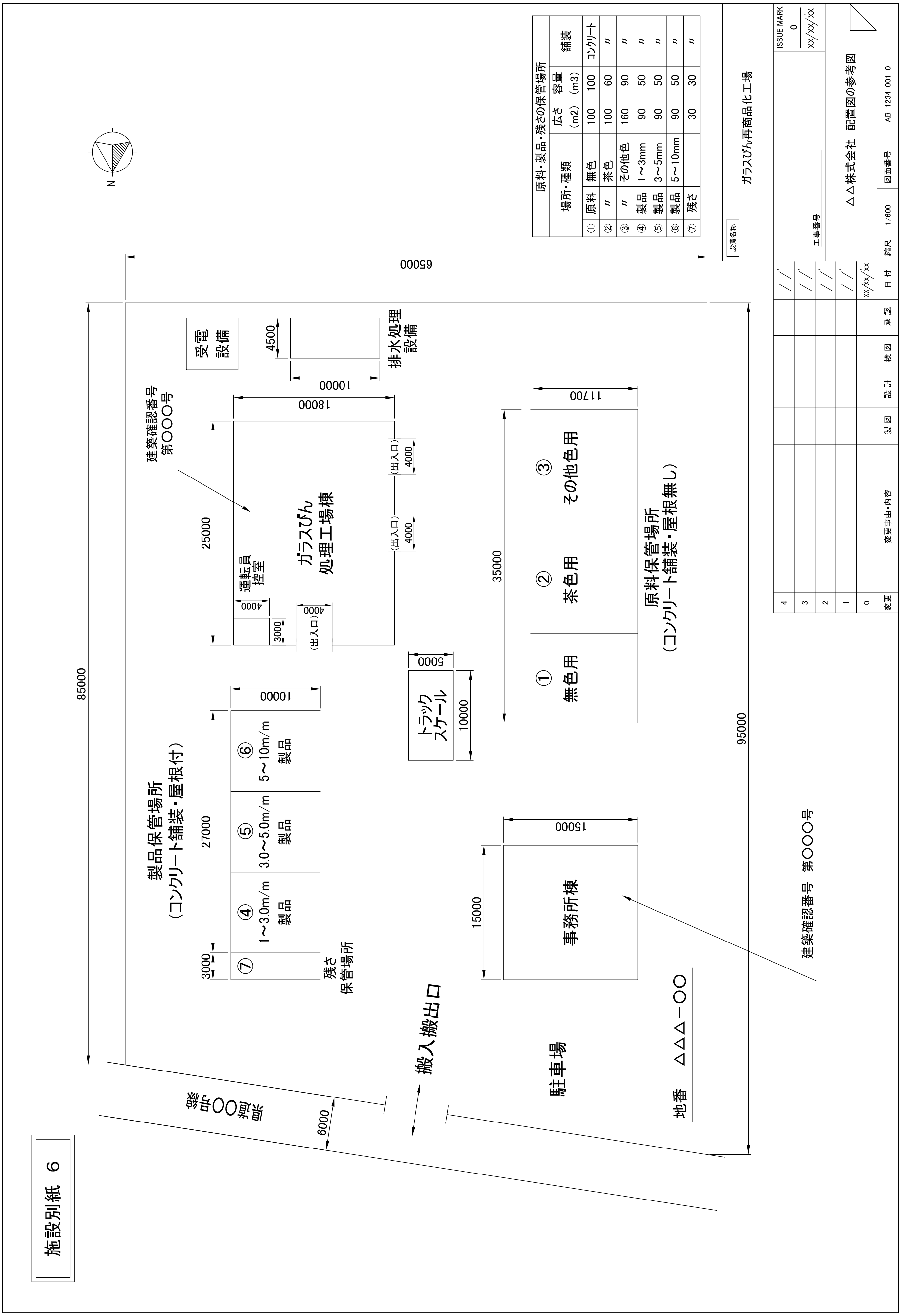

原料・製品・残さの保管場所

	場所・種類		広さ (m2)	容量 (m3)	舗装
①	原料	無色	100	100	コンクリート
②	〃	茶色	100	60	〃
③	〃	その他色	160	90	〃
④	製品	1~3mm	90	50	〃
⑤	製品	3~5mm	90	50	〃
⑥	製品	5~10mm	90	50	〃
⑦	残さ		30	30	〃